

広島県教育委員会教育長訓令第七号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の押印) 第三十二条 次に掲げる文書は、公印を押印するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法令並びに条例及び規則により公印を押印する必要がある文書 二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書 三 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書 四 前三号に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事由があると主務取扱主任が認めた文書 <p>2—4 (略)</p>	<p>(公印の押印) 第三十二条 浄書文書には、公印を押さなければならぬ。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 部内者に対する往復文書 二 軽易な文書（多数の機関に発する文書を含む。） 三 案内状、礼状、あいさつ状等の書簡 四 祝辞、弔辞、その他これらに類する文書 <p>2—4 (略)</p>

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和三年八月一日から施行する。